

質問第七十五号

司法事務局に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十九日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

司法事務局に關する質問主意書

一、地方に司法事務局があるがこの局は都道府縣各一ヶ所の役所で相当地位の高い所であるが局長の待遇が悪く、改善する必要があるが処見を問う。

近く法務局にこれ等が變り裁判所同居の型を改め別に新役所として建設される由であるが土地のない処も相当あるが便利な地に建てるべきであるが処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。